

令和5年3月2日 開会
令和5年3月23日 閉会
(定例第1回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第17号

令和5年第1回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月13日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年3月2日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第1回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和5年3月2日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月2日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について(南部町子ども・子育て会議条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて)
- 日程第7 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第19 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第33 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（南部町子ども・子育て会議条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて）
- 日程第7 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第33 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	杉谷元宏君
		書記	高雄勇飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	企画政策課長	田村誠君
デジタル推進課長	美甘哲也君	防災監	田中光弘君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岡田光政君
産業課長	藤原宰君	監査委員	仲田和男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和5年3月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、ここに来て全国的に減少傾向が継続してきています。全ての都道府県でも、鳥取県においても、先週との対比が1を下回る状況が続いています。マスクの着用について、政府は屋内や屋外を問わず3月13日以降は個人の判断に委ねるとして、各業界団体にはガイドラインの見直しを促していますが、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮が必要です。

さて、エネルギー価格や穀物などの原材料価格は、2021年以降、コロナ禍による物流の混乱、そしてその後の経済活動の再開による需要の回復で上がり始めていましたが、昨年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけにさらに上昇しております。2月24日で1年が経過したところですが、今後も戦闘の長期化は避けられない情勢で、我が国の記録的な物価高も終わりが見えてきません。国際秩序を無視した侵攻により市民の犠牲は増え続け、経済も影響を受けています。一刻も早い停戦と市民に安全な生活が戻ることを願うばかりであります。

本定例会におきましては、当初予算案が11件、補正予算案が5件、条例の制定・改正案が10件、その他1件など合わせて27件の議案の御審議をお願いするものです。町長の施政方針をはじめ、提案のありました議案はいずれも今後の町政の根幹となる極めて重要な議案です。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございしますが、町民皆様の負託に応えるべく、提出されております諸議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和5年第1回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、2月24日でロシアのウクライナ軍事侵攻が始まって1年が過ぎました。終わりの見えない戦争に多くの町民の皆様と同様に憤りを感じる中、いよいよ再来月ですか、G7広島サミットが近づいてきました。議長国であり、世界唯一の戦争被爆国である日本として、核軍縮をリードし続けなければならないと考えております。

さらに、2月6日にトルコ・シリア国境沿いで発生した地震では、5万人を超える死者と1,800万人の生活に重大な影響を与えたと報道されています。国際的な連帯による長期間の支援が必要だと、こちらのほうも考えておるところでございます。

同時に、今月は3.11東日本大震災から11年、鳥取西部地震からは23年を迎えます。私

たちは改めて南海トラフ地震など、近い将来予想される大規模地震への備えを点検する必要があると考えています。

今年1月24、25日の両日を中心に、鳥取県西部は豪雪に見舞われました。町内では60センチを超える地域もあって除雪に多くの時間を要し、町民の皆様生活にも大きな影響がありました。改めて除雪体制の問題点の検証を行っているところでございます。2月5日に南部町で行われた鳥取气象台との防災講演会で台長にお話を伺ったところ、今回の豪雪の特徴として水分を多く含んだ重たい雪が降り続いたことだとお聞きいたしました。来週からの町政の一般質問で御質問いただいておりますので、議論を深め、平時から自然災害への備えと点検を図ってまいります。町民の皆様も、それぞれの地域や集落、さらには個別で自然災害の備えが違います。各御家庭でのハザードマップの点検、停電への備えを含めた3日分の食料備蓄や緊急持ち出し品の準備、そして防災訓練への参加をお願いいたします。併せて集落単位ではぜひ自主防災組織の点検もお願いするところでございます。

次に、12月議会以降の火災について報告をいたします。1月30日に法勝寺で住宅火災が発生し、消防団員47人が出動いたしました。幸いこの火災での人的被害はありませんでしたが、全焼1棟、部分焼1棟の被害が発生しました。これから春の空気が乾燥する時期を迎えます。町民の皆様には改めて火の取扱いには十分注意いただきますようお願いをいたします。

次に、人口動態について御報告をいたします。昨年12月1日から2月末の間に出生された方は8人、お亡くなりになった方は45人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。これにより、2月末の現在の人口は1万335人となりました。高齢化率は38.47%、2月末現在の今年度の出生者は39人、前年同期と比較しますと139人の人口減、高齢化率につきましては0.71%の増加、出生数は6人の減となっております。

本定例会におきましては、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、条例関係など27議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要な不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しており

ますので、令和5年第1回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、長束博信君、7番、白川立真君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、22日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より6件の報告を日程順にいたします。

まず、令和4年度浄化槽トップセミナー鳥取について御報告をいたします。

合併処理浄化槽の普及啓発のために全国持ち回りで開催されている浄化槽トップセミナーが、今年度は1月20日に鳥取市で開催され、参加してまいりました。

最初に、環境省の浄化槽推進室長、沼田正樹氏から「これからの浄化槽について」と題した講演があり、人口が少ない自治体ほど汚水処理施設の普及率が低いことや、人口減少に応じて公共下水道計画区域から浄化槽区域への見直しが進んでいる等の浄化槽を取り巻く環境変化や予算動向などの説明がございました。

このほか3名の方から、これからの汚水処理事業、中山間地での生活排水処理の取組、避難所

トイレシステムなどについて大変興味深い講演がございました。

次に、西部町村議長会定期総会の報告をいたします。

去る1月30日、西部町村議長会の定期総会が開催されました。

当日は、令和5年度事業計画、歳入歳出489万5,000円の令和5年度予算案並びに分担金の賦課徴収方法についての3議案が提案され、いずれも全員一致で可決されております。

次に、西部広域行政管理組合臨時会の報告をいたします。

去る1月30日、鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が開催されました。

当日は、地方公務員法の一部改正により職員の定年年齢の引上げ等に関する職員の定年等に関する条例の一部改正、人事院勧告に準じた職員給与の差額分支給に関する一般会計補正予算の専決処分、事業費の実績見込み等により1,240万円余りを減額する一般会計補正予算の3議案が上程され、いずれの議案も全会一致で可決されております。

次に、西部広域行政管理組合ごみ処理施設等調査特別委員会先進地視察について報告をいたします。

去る2月7日、西部広域行政管理組合ごみ処理施設等調査特別委員会の先進地視察が実施され、京都市南部クリーンセンターを視察調査いたしました。

当施設は京都市の南部伏見区で令和元年より操業を開始したごみ処理施設で、可燃ごみの焼却能力1日当たり250トンのストーカ炉2基、鉄類やアルミ類回収設備、バイオガス発生装置を有した施設となっております。

焼却余熱は発電、所内給湯や暖房、体育館施設の暖房等に利用されており、発電能力は焼却施設分1万4,000キロワット、バイオガス発電1,000キロワット、太陽光発電175キロワットで発電量の7割を売電し、9億7,000万円余りの売電収入を計上しています。

プラスチック製容器包装については、令和4年度までは可燃ごみとして焼却処理を行っていましたが、令和5年度からは製品プラスチックと同時収集を行い、容器包装リサイクル協会へ処理委託に出すこととのことであります。

また、所内にテーマパーク的な環境学習施設、さすてな京都を併設し、常時一般公開を行い、小学生の見学受入れや週末のイベントなどで通年多くの来訪者を迎え入れているとのことであります。

西部広域行政管理組合が事業を進めているごみ処理施設も、施設の詳細を検討する段階を迎えます。本視察を参考によりよい施設案が提示されることを期待しております。

次に、鳥取県議長会定期総会並びに表彰式の報告をいたします。

2月17日、鳥取市において、鳥取県町村議会議長会の令和5年定期総会並びに自治功労者表彰式が開催されました。

定期総会では、令和4年度下半期の会務報告の後、令和5年度の事業計画、歳入歳出2,394万円の予算案並びに会費分賦徴収方法の3議案が提案され、いずれの議案も全会一致で可決されました。

自治功労者表彰式では、県会長表彰とともに全国町村議会議長会会長表彰の伝達が行われ、当南部町議会からは亀尾共三議員が27年以上の在職功労の表彰をお受けになりました。長年の地域振興及び住民福祉の向上への御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心よりお祝い申し上げます。

最後に、西部広域行政管理組合定例会の報告をいたします。

2月22日、西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

当日は、執行部提案の議案として、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、同施行条例の施行に伴う関係条例整備に関する条例の制定、情報公開条例の一部を改正する条例の制定、令和4年度一般会計補正予算、そして令和5年度一般会計予算の5議案、さらには議会運営委員長提案の追加議案として、組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定の合計6議案が審議され、いずれの議案も原案どおり可決されました。

各議案の内容は、執行部提案の個人情報保護法関係の3議案については、新たな個人情報の保護に関する法律が施行され全ての地方公共団体に適用されることとなったことから、新法の施行に当たり必要な事項を定め、関係する条例の規定を整備し、公文書公開の方法や費用負担等の所要の改正を行うものでした。

令和4年度補正予算は、浄化場維持修繕と消防指令機器のデジタル無線設備の修繕で合わせて400万円余りの繰越明許費の補正、令和5年度予算は歳入歳出総額5億9,800万円余りとするものであります。この新年度予算の中には約2億2,000万円の米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業に要する経費も含まれております。

議員発議による組合議会の個人情報の保護に関する条例制定は、地方公共団体と異なり、個人情報保護法が自動適用されない組合議会が法に基づいた条例を制定するものであります。

また、定例会に併せ、民生環境常任委員会が開催され、米子浄化場の内浜処理場への機能集約について所管事務調査が行われました。当組合が運用している下水処理施設である米子浄化場の機能を、米子市下水道部の施設である隣接する内浜処理場に集約化する計画内容の説明があり、し尿受入れ開始を令和14年度からとし、集約化によるコスト縮減効果は建設費が約1億5,

000万円、年間維持経費が約2,900万円となる見込みであるという報告を受けております。

以上、報告を終わりますが、各報告の詳細につきましては会議資料等を事務局において閲覧に供しておりますので、そちらを御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

まず、日本海政経懇話会2月例会並びに令和5年度町政に対する要望事項についての報告を受けます。

板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。去る2月22日に米子市ANAクラウンプラザホテルで日本海政経懇話会が開催され、参加をいたしましたので報告をいたします。

講師に、慶應義塾大学教授で様々なメディアに登場される岸博幸氏による「今後の日本経済の展望」と題した講演でした。

日本経済の失われた30年と言われる理由は、短期的には物価高騰による経済の悪化、長期的には30年の経済力がトータルでアメリカが3.5倍、中国に至っては53倍、韓国が10倍に比べ、日本は1.2倍であり、日本の生産性は疲弊し、経済成長率は年0.5%程度となってきた。原因として、世界は経済成長政策にグローバル化を推進し、さらにデジタル化を進めたことで経済成長を促したが、日本の政策も企業も構造変化に対応しなかったことが今の現状となり、結果として賃金の停滞、人口減少にもつながったと思うとの前置きがありました。

今後の経済はコロナ禍の影響でデジタル化のペースが速くなり、イノベーションが上がり、ビジネスモデルを進化させることで企業も自治体も生産性が上がり、社会経済が進展すると考えられる。このような変化の中で地方でも大きなチャンスが生まれると思っており、このキーワードはいかにイノベーションをつくり出すのが必要で、行政職員内だけで解決するのではなく、多様な意見を聞き、新しい町のデザインを生み出すことが必要である。南部町もこの機をチャンスと捉え、新しい魅力ある町に変革が必要だと感じた講演でした。以上、報告といたします。

続けて、議会からの令和5年度の町政に対する要望事項を1月5日に、また、執行部からの回答が2月13日に開催されましたので、報告をさせていただきます。

要望は総務経済・民生教育、それぞれの常任委員会で検討し、全員協議会で確認後、12項目にわたり執行部へ要望を提出いたしました。詳細については12月定例議会だよりに掲載しておりますので割愛をさせていただきますが、執行部からの回答について全てを申し上げるのもまた時間がかかりますので、その中から2項目について報告をいたします。

まず、人口減少対策について執行部からの回答は、妊娠期から個別面談の機会を多く持ち、伴

走型の支援を行いながら、制度や支援内容は利用者の声を聴きながら、随時検討を行いながら対応を続けている。しかしながら、出生数の減少は止まっていない。今後、議論を行いながら事業展開を図りたいとの回答でありました。

また、学校給食の保護者負担の軽減と多子世帯への一層の負担の軽減を求める回答では、物価高騰による学校給食費の値上げとなっても4年度と同様に値上げ分は町が負担をする。多子世帯においては、今後の国の動向を注視しつつ、多子世帯を含めて負担軽減を検討してまいりますとの回答でありました。

議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が住民の声を町政に反映し、町長に提言、要望することで、町民皆様に行政サービスの向上を図ることができるよう、新年度も議員一同頑張る所存です。以上、報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、議会改革調査特別委員会からの報告を受けます。

白川立真君。

○議会改革調査特別委員会副委員長（白川 立真君） 去る1月22日、数年ぶりに住民との意見交換会を開催いたしました。今回、参加いただいた方は、新☆青年団、高校生サークル「With you 翼」の17名です。

ふだん私たち議員が扱う課題の中で、少子化や高齢化に起因するテーマは数多くあります。保育園の統合、空き家の増加、高齢者世帯特有の悩みなど様々です。時代とともに移り変わっていく南部町の姿や未来像など、次世代を担う若者たちと語り合い共有していくことは、私たち議員にとって持続可能なまちづくりに資する重要な職責だと考えております。

さて、当日はそれぞれが7つのテーブルに分かれ、フリップトークの中で南部町の未来を予測しながら、そうあるためには今、何をしなければならないのか、一人一人が今できることは何かなどを語り合いました。また、私たち議員も若者たちが描いている町の姿、ふだん考えていること、なぜ若者は都市部へ向かうのかなどを共有できたと思います。

後に意見交換会の感想を見た際、意見交換だけでなくもっと質問をして深めたかった、全体的に時間が少なかった、このような機会を増やしてほしいなど、若者たちからのメッセージは大変ポジティブなものでありました。議会改革のテーマをさらに深掘りしていくためにも、彼らからのメッセージを受け止め、生かしていかなければと考えております。報告、終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会定例会の報告を受けます。

荊尾芳之君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。南部箕蚊屋広域連合議会2月

定例会の報告をいたします。

去る2月20日、令和5年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、個人情報保護法施行条例の制定のほか、令和4年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算並びに令和5年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算など5議案が提案され、全議案が可決されました。

令和4年度補正予算は、一般会計では歳入歳出それぞれ719万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億4,236万6,000円と可決しました。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ4,384万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を32億1,929万6,000円とし、可決しました。

両会計とも主に実績見込みによる補正でありました。

次に、令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額5億3,000万円で、前年度に比べて500万円、1.0%の増額予算であります。特徴は、保険給付費に係る特別会計繰出金等が増額となっています。

介護保険事業特別会計は、歳入歳出総額31億6,600万円で、前年度に比べて6,100万円、2.0%の増額予算であります。特徴は、第8期介護保険事業計画に基づく給付費及び地域支援事業費を見込むほか、介護予防等の取組に要する保健福祉事業費、次期計画の策定に向けた費用等が計上されています。少し説明を加えますと、現在、令和3年から5年までが第8期です。第1号被保険者の保険料の基準額は年6万9,600円、月額5,804円です。9期は推計で8万900円、年額です。月額で6,748円に値上がりする見込みです。今後どう計画を策定するのか、活発な議論になってくると思います。

最後に、個人情報保護法施行条例の制定では、国の個人情報の保護に関する法律の制定により、地方公共団体等の個人情報が令和5年4月1日から法の適用を直接受けることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項を定める条例案が提出され、可決されました。

以上、南部箕蚊屋広域連合議会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告を受けます。
加藤学君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（加藤 学君） 2番、加藤学です。去る2月16日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されました。

定例会に提出された議案は3議案で、南部町・伯耆町清掃施設管理組合個人情報保護法施行条

例の制定、令和4年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計補正予算、令和5年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計予算です。

まず初めに、条例制定については、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を1つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から統合後においてその所管が個人情報保護委員会に一元化されることになり、これにより改正後の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることになるため、施行のために必要な事項を規定するものです。なお、地方議会は法の適用対象外とされるため、議会における個人情報の取扱いは法形式や規定内容も含め、自律的な対応が委ねられており、議会の個人情報保護条例においては次回の8月定例会に上程されることになっております。この条例制定については、賛成多数で可決されました。

次に、令和4年度補正予算について、歳入歳出総額にそれぞれ1億8,100万8,000円を追加し、2億1,605万8,000円とするものです。主なものは電気料金高騰による衛生費の光熱水費増額で、議会費、総務費、予備費をそれぞれ減額し、衛生費に組み替えるものです。この令和4年度補正予算については、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、令和5年度当初予算は、歳入歳出それぞれ2億1,800万円で、前年度と比較して1,373万円の増となりました。

2町の5年度の負担金は、南部町が8,786万9,933円、伯耆町が9,409万3,067円で、総額1億8,196万3,000円、前年度と比べると1,317万5,000円の増となっております。増額要因は、電気料金の高騰による光熱水費の増額によるものが主なものです。歳入は、令和4年4月より直接搬入手数料の改定をしており、実績に基づき雑入の増加を見込んでおります。

なお、可燃ごみの搬入量としては、全体で4,252トン、昨年より約15トン増となっております。

町別搬入量につきましては、南部町で約2,045トン、前年と比べると8トンの増、伯耆町は2,207トン、前年と比較すると約7トンの増でした。

ごみの搬入量は大体横ばいですが、これからも積極的に分別やりサイクルに取り組んでいく必要があると考えております。この令和5年度予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案書につきましては事務局に提出しておりますので、閲覧のほど、よろしく願いいたします。

す。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を受けます。
細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田です。去る2月14日、湯梨浜町でございました鳥取県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の内容を説明させていただきます。

まず、深澤連合長より、後期高齢者医療制度を取り巻く状況としては、少子高齢化が進む中、本年度以降、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となり始めることで、被保険者数の増、医療費の総額の増大、現役世代の負担の増加が見込まれています。

このような中、全ての世代が安心できる社会保障制度を持続していくため、昨年10月1日から一定以上の収入がある後期高齢者については、医療費の窓口負担割合を1割から2割に引き上げる制度が導入されたところです。

本県におきましても、被保険者全体の17.24%、1万6,192名の方の負担割合が引き上げられました。当広域連合といたしましては、被保険者の方々に対し、被保険者証の更新や丁寧できめ細かな説明、周知を実施していたところです。

後期高齢者医療制度を持続可能な制度とするため、また、被保険者の方が安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き市町村や県、関係医療機関と連携を図り、医療費の適正化や高齢者保健事業を積極的に取り組み、安定的な運営と適切な事業執行に努めてまいりますという言葉がございました。

それでは、議案9本ありましたので、説明させていただきます。

議案第1号、職員の定年の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてです。これは地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が引き上げられたことに伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。全員一致で可決しました。

議案第2号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部改正についてです。当広域連合の個人情報保護制度は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき運用していますが、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降、地方公共団体の個人情報に関する取扱い等が法に基づき運用されることになったことに伴い、法の施行に必要な事項を整備するため、個人情報保護条例を全部改正するとともに、死者に関する情報の取扱いの重要性に鑑み、その取扱いについて規定を設けるものでございます。これも全員一致、可決されました。

続いて、議案第3号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の

一部改正についてです。これは、令和5年4月に施行される個人情報の保護に関する法律の一部改正及び当広域連合の個人情報保護条例の全部改正に伴い、当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の規定を定めるほか、所要の整備を行うものでございます。これも全員一致、可決されました。

続いて、議案第4号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について引上げを行うものでございます。5割軽減の対象世帯については、所得判定基準額の算定に用いる被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万に改め、2割軽減の対象世帯については、同じく被保険者数に乗ずる金額を52万から53万5,000円に改めるものでございます。これについても全員一致、可決されました。

議案第5号、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正についてです。これは、令和4年8月の人事院勧告に基づいた県内地方公共団体の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引上げ状況に鑑み、当広域連合においても年間の支給割合を0.1か月分引き上げるというものでございます。全員一致、可決されました。

続いて、議案第6号は、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）です。これは、歳入歳出それぞれ123万7,000円増額し、歳入歳出総額を5,446万1,000円とするものです。

主な内容としましては、市町村からの派遣職員の給与負担金の増額、また、業務委託料の入札執行残など不用額の減額等、決算見込みに基づくものでございまして、全員一致、可決されました。

議案第7号は、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。これは、歳入歳出それぞれ1,950万1,000円を減額し、歳入歳出総額を858億8,354万1,000円とするものです。

主な内容としましては、歳入は事業費の減額に係る国庫支出金の減額、また、決算見込みとの差額調整として市町村負担金の減額するものです。

歳出については、業務委託料の実績に基づく減額、コロナ対策による事業中止等の不用額及び派遣職員の給与等負担額の減額、また、健診受診件数の増に伴う健診業務委託料の増額や、過年度国庫支出金返還に係る増額等、決算見込みに基づくものでございます。これも全員一致、可決されました。

議案第8号は、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。当広域連合の組織運営に係る所要の経費を計上しており、歳入歳出それぞれ予算総額6,200万9,000円とし、前年度比116.5%、878万5,000円の増額となっています。増額の主なものは、財務会計システムの更新に係る導入初期費用及び市町村からの派遣職員の給与負担の増額となります。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金6,150万7,000円です。

歳出の主なものは、議会費に100万7,000円、総務費に6,050万2,000円を計上しています。この総務費には、医療費の適正化などの取組について、市町村や国保連合会と一層の連携を図るため、新たに当広域連合が国保連合会の会員となることに伴う会員負担金を計上しております。これも全員一致、可決されました。

議案第9号、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。医療給付費など後期高齢者医療制度運営に係る所要の経費を計上しており、歳入歳出それぞれ予算総額を856億7,082万9,000円として、前年度比102.5%、21億1,937万3,000円の増額となっております。増額の主なものは、被保険者数の増及び医療給付費の増加の見込みに伴う保険給付費の増額と、広域連合電算システムの機器更新に伴う増額となります。

歳入の主なものは、市町村支出金として被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金など149億7,411万7,000円、国庫支出金として国の療養給付費の定率負担金、調整交付金等291億7,979万9,000円、県支出金として県の療養給付費定率負担金、財政安定化基金交付金など74億6,190万3,000円、支払基金交付金として現役世代から支援金336億6,954万円、繰入金として医療給付費準備基金から繰入金2億2,296万4,000円です。

歳出の主なものは、総務費として制度運営に係る経費3億8,603万1,000円、保険給付費として療養の給付に係る経費、高額療養費、葬祭費など総額847億2,159万7,000円、保健事業費として健康診査業務関係経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費、次期データヘルス計画の策定経費など5億2,214万7,000円ということになって、全員一致、これも可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（景山 浩君） 日程第5、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、令和5年3月南部町議会定例会付議案件に係る提案理由説明を行います。

本日ここに、令和5年度の予算案及び諸議案を提出するに当たり、町政運営に対する所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

昨年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、国際政治、世界経済への影響は日増しに深刻なものになっております。こうした世界情勢の不安に呼応するかのような北朝鮮の日本海への頻回の実弾ミサイル発射、中国の海洋進出や台湾有事への対応など、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しい局面にあると言えます。一日も早いロシア軍撤退による人権侵害の回復、世界の安定平和を求めるところです。

新型コロナウイルス感染症との闘いは3年を超えました。この間、医療や介護、教育現場の最前線で日夜大変な御苦勞をいただいた皆様、さらにワクチン接種の現場で従事いただいた皆様をはじめ、感染拡大防止に御協力いただいている町民の皆様に深く感謝申し上げます。

政府においては、本年5月8日に現在の2類からインフルエンザと同じ5類に移行する方針が決定され、本町といたしましても今後国の動向を注視し、適切な対応を取ってまいります。

一方で、我が国は新型コロナウイルスによる経済的ダメージに加え、不安定な国際情勢を背景にしたエネルギーや食料品などの輸入物品の価格高騰が、私たちの生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。本町としましても、国、県と連携しながら経済の停滞を最小限に抑える取組が必要でございます。

鳥取県内では、今年に入ってからスーパーマーケットの撤退というショッキングなニュースが流れました。人口減少社会の中で、日常や健康を支える買物と医療、移動手段としての公共交通の在り方など、暮らしに直結した社会資源が危機を迎えようとしています。町外にこれらのサービスを依存する体質が人口減少の中で表面化しており、私は対岸の火事ではないと考えています。

全ての人々が生き生きと暮らせる町とは、地域共生社会の進化にはほかならないと考えます。人口減少社会の中で、これまで進めてきた7つの地域振興協議会を中心とした多極ネットワーク型のまちづくりはさらに重要になってまいります。社会福祉協議会など関係機関と連携し、つながり合い支え合う地域共生社会の実現を目指し、将来世代に責任が持てる「次世代に誇れるなんぶ暮らし」の創造に全力で挑戦してまいります。

それでは、令和5年度の町政運営に当たっての方針として次の点を申し上げます。

1点目は、「コロナ禍で弱ったコミュニティ、経済の再生」について申し上げます。

長期化している新型コロナウイルス感染症対応で地域活動が抑制されてきたことにより、地域にお住まいの方同士のつながりが希薄になり、高齢者をはじめ地域内で孤立されている方が生じていることが心配されています。社会福祉協議会、地域振興協議会等と行政が共に出かけ、地域のつながりを取り戻す活動を行い、コロナ禍で弱ったコミュニティを再生します。

また、地域で暮らし続けていくために必要な要素である環境、健康、安心を確保するため、集落での自主防災組織の育成、百歳体操の普及と口腔ケアの推進、充実した買物支援、地域交通の利便性の向上などに取り組み、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

コロナ禍、物価高騰による経済的影響を抑えるため、これまで地域商品券の全町民への配布、燃料券の全世帯への配布、直接影響が大きかった飲食店や宿泊業への直接給付など様々な施策を行い地域の経済を支えてきましたが、これからは回復しつつある国内旅行やインバウンドの取り込み、さくらまつりなどのイベントの再開により地域に活力を取り戻すとともに、地域の経済は地域で守るという「地域循環型の経済」の仕組みを構築します。

2点目は、「デジタル田園都市国家構想を先取りし南部町DXを推進」について申し上げます。

南部町では、人口減少・少子高齢社会にあって、「デジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させる、業務を効率化し人的資源で行政サービスを向上させる」南部町DXの推進機関としてデジタル推進課を設置しました。

この2年間は、主に町内全域の光ファイバー網整備、押印の廃止、電子申請の推進、スマホ教室などのDXの土台づくりと、AIデマンド交通やLINEによる広報紙のペーパーレス化など、デジタル技術の実装に取り組んでまいりました。令和5年度はデジタルの力を実感していただけるサービスを展開してまいります。

具体的な例を申し上げますと、まず、お手元のスマートフォンで各種行政手続きができるようにいたします。マイナンバーカードを活用し、LINEとスマホから住民票の写しの交付申請ができるようにするほか、LINEで学校の欠席連絡ができる、住民目線で道路の損傷情報の発信・共有ができる、住民アンケート等で気軽に意見発信ができるなどの機能を拡充していき、スマートフォンがまるで「テノヒラにある役場庁舎」であるかのように、デジタルを介して住民とつながる役場を目指してまいります。

次に、マイナンバーカードをお持ちの方であれば住民票の写しと印鑑登録証明書が全国どこでも最寄りのコンビニで取得できるサービスも導入します。様々な方法で「行かない、書かない、待たせない役場」を推進いたします。

また、災害時における情報発信手段として、LINEなどSNSの活用も検討中ですが、光ファイバーの宅内引込み工事も進みつつありますので、デジタル技術の活用について検討してまいります。

3点目は、「未来への投資」について申し上げます。

少子化は、子育てにかかる経済的な負担、雇用の在り方や働き方、あるいは家族制度、結婚観や個人の価値観など課題が多く、国家が総合的に対策に取り組まなければならない課題であり、地方創生のように地方自治体間で競い合うような取組では克服できません。

岸田内閣では、次元の異なる少子化対策を実現するとし、具体的な中身は6月に示されるようですが、「児童手当などの経済的支援の拡大、子育てサービスの充実、働き方改革」が柱の、子供を産んだ後の支援となっております。南部町の子育て支援は、保健師、助産師、保育士、管理栄養士がワンチームとなって、妊娠から出産、子育ての相談・支援を伴走型で行う子育て支援センター「ネウボラ」を中心に捉えています。南部町の子育て支援は充実していると言われるようになっておりますが、個別の事業内容については随時点検し、充実させてまいります。

また、岸田内閣ではGX、グリーン・トランスフォーメーションを通じて、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するための取組を推進するとしており、南部町としても省エネ、再エネ、カーボンプライシング、これは炭素に価格をつけ、排出者の行動を変容させる政策手法のことですが、これらの国の動きを注視し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言の取組を進めてまいります。

コロナ禍を契機に注目されるリモートワーク、ワーケーションは、製造工場等が中心であった雇用創出型の企業誘致と異なる新たな企業誘致につながるものであり、環境を整備し、地域の魅力を磨き上げるとともに、プロモーション活動に力を入れてまいります。また、「一年中フルーツが楽しめる南部町」として地域振興を図る「フルーツロード構想」は、12月に県の「がんばる地域プラン」に採択され、令和5年度からスタートいたします。こうした新たな取組により地域に活力を生み、子供たち、若い世代が希望を持てる南部町を目指します。

以上を踏まえた上で、私がお約束した次の3つのC「つなぐconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」と五つの挑戦「1なんぶ創生」「2子育て環境の充実と人材育成」「3健康長寿のまちづくり」「4共生と防災のまちづくり」「5行財政改革」の実現に向けた重点的な取組を推進してまいります。

この結果、南部町の令和5年度一般会計当初予算規模は77億4,700万円となり、対前年比3.8%増となります。

1つ目は、なんぶ創生への挑戦です。

令和元年度に策定した第2期なんぶ創生総合戦略は、現在、基本事業12事業、55施策を掲げ、持続可能な南部町の実現に取り組むこととしております。

まず、情報通信基盤整備につきましては、令和2年度に着手した光ファイバーケーブルの整備は、ケーブルテレビ及びインターネット契約をされた御家庭の約80%で引込み工事が終わっており、令和5年度中に町内全域で工事が完了します。これにより、デジタル時代のインフラが整いますので、デジタルを使った高速通信サービスをストレスなく受けることができます。

町政の運営方針でも申し上げましたが、昨年からワクチン接種予約や行政文書の回覧がLINE上でできるようになっており、約1,100名の方が友達登録をされ、多くの方に利用していただいております。今年は住民票の写しの交付申請や各種手続きができるようにするなど機能を拡充し、スマートフォンを住民とつながるツールとして活用できる「テノヒラ役場」へと進化させてまいります。

令和4年度に稼働した高速通信設備を搭載したコネクテッドカー「どこでもなんぶ号」はスマホ教室が中心ですが、1月末までに32回開催し、延べ404人の参加があり、多くのスマートフォンに不慣れな高齢者の方に好評を得ております。令和5年度は取組が十分でなかったデジタルサービスの体験イベント、福祉分野での活用を行うなど、デジタルになれ親しんでいただける取組を行います。

また、高校生や青年団の若者がシニア向けスマホ教室の講師として活動する「デジタルリーダー」の育成も継続し、「誰一人取り残さない社会」の実現につながるよう、デジタルの普及とともに、デジタルとアナログの隙間を埋めてまいります。

令和3年度に取組を始めた第2期「生涯活躍のまち基本計画」の「全世代・全員活躍のまち南部町」の取組につきましては、まちづくり会社「なんぶ里山デザイン機構」が中心となって行っている空き家の借り上げは、事業として持続可能な物件数は50件程度と試算しておりますが、令和5年1月末時点の物件数は45件で、うち40件を活用しており、38世帯、109人の入居、2件は店舗等の活用、残り5件が修繕などの対応中でございます。空き家の問合せは依然多く、需要に十分応えられていない状況にありますので、貸出し可能な空き家を掘り起こすために令和5年度は空き家調査を行うとともに、空き家利活用計画を策定いたします。計画を策定しますと空き家の解体にも支援制度が活用できるなど、住宅政策に広がりができます。

また、令和4年度に本格稼働した「しごとコンビニ」の取組は、令和5年1月末現在、登録者数は94人、受託事業者数は8社、個人受託4件、マッチング実績として64件となっております。

す。課題は企業の業務一部を切り出し、しごとコンビニ登録者への委託業務として御紹介することが十分できていませんので、地域活性化起業人を受け入れ、取組を強化してまいります。

昨年、南さいはくのサテライト拠点「かまくら山荘」が5月にオープンし、これにより拠点エリア法勝寺地区の「キナルなんぶ」、サテライト拠点手間地区の「てま里」と賀野地区の「えんがーの富有」と、町の拠点が整いました。さらに、J O C Aが生涯活躍のまちの拠点である「法勝寺温泉」を昨年6月に開業したところであり、さらに地域活性化の取組が広がることを期待します。

町内の誘致企業18社の令和4年4月時点の雇用者の総数は1,492人で、うち町内からの雇用者数は297人、20%、外国人雇用者数は54人となっています。

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の地方創生テレワークタイプに採択された緑水湖にある研修館、コテージの改修ですが、研修館はサテライトオフィス、コワーキングスペースとして、コテージもワーケーションをターゲットにした改修を行ったところです。昨年実施したモニターツアーからサテライトオフィス、ワーケーションだけでなく、企業研修という可能性も見えてきました。新たな企業誘致のスタイルとしてトップセールスで取り組んでまいります。

ヒト・モノ・カネの地域内循環を生み出す新たな仕組みを導入できないか商工会等と協議し、検討してまいりましたが、令和5年度にローカル電子マネーを導入することとし、デジタル田園都市国家構想推進交付金にも申請しているところです。

緑水湖周辺エリアの活性化については、今年度、関係者と話し合いながら計画をまとめたところでございますが、先ほど申し上げたモニターツアーの参加者から提起された「南部町を選択する理由」という命題に対してアピールできるように、「星空観察や野鳥観察、農業体験など自然や文化を生かしたコンテンツ」を活用し、「非日常を求める大人たちに、安らぎと癒やしを提供」できるよう「エリア内の施設を連携強化」して取り組んでまいります。

人口減少社会にあって、地域のことを地域住民が解決する仕組みの先駆けである南部町の地域振興協議会では、現在の課題である「福祉」と「防災」について重点的に取り組んでいただいております。南部町地域福祉計画の実現に共に取り組んでまいります。

地域の皆さんと語り合う「円卓会議」を実施できていませんが、令和5年度には開催方法を工夫して実施し、地域の皆さんと意見を交わし、思いを共有し、心豊かに暮らし続ける「なんぶ暮らし」の創造に邁進いたします。

2つ目は、子育て環境の充実と人材育成への挑戦です。

まず、教育は人づくりの基盤であり、本町では「自立・共生・参画」をキーワードに学校教育、

社会教育の融合を図りながら、グローバルな世界も視野に入れつつ、町の未来を託す人材の育成に努めてまいります。

今年度は南部町教育振興基本計画の改定の年に当たることから、目指す子供像等と各事業とのつながりを明確にした形でホームページ等に公開し、教育行政施策の見える化を図ります。

学校教育においては、本町の児童生徒の学力の状況を鑑み、「まち未来科」だけでなく、様々な学習場面において、①主体的・協働的に学びに向かう力の育成、②自分の考え、理由、根拠を明確にした上で適切に表現する力の育成、③目的に応じ、主体的に「読む力」の育成の3点を重点に学力向上を進めてまいります。協同学習の理念に基づき、町内学校5校が一体的に小中一貫教育の視点を持って取り組み、予測不可能な社会変化に柔軟に対応できる力の醸成に取り組んでまいります。

不登校対策につきましては、出現率の高止まりとともに、その背景も様々で、複雑になっています。外部との連携の一層の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に1名配置し、適切な実態把握に努めています。チームとしての動きが児童生徒に届くケースも増えてきておりますので、今後もそれぞれの子供や家庭に寄り添った指導・支援を積極的に行い、学力保障とともに不登校の未然防止にも努めてまいります。

12月にはコミュニティ・スクールの全国研究大会を開催し、全国から参集する実践者と交流するとともに、全国に先駆けて導入した実績を発表する機会を設けます。

現在、「地域とともに歩む学校づくり」をさらに一歩進め、小中一貫教育の視点を強化した中学校区単位の活動を展開しています。その中で「まち未来科」の充実を図り、これからの社会を生き抜く4つの力の育成と同時に、大人や地域の教育力の再確認、有用感の醸成に努めます。

GIGAスクール構想に基づき進めてまいりましたハード面の整備につきましては、令和4年度で全児童生徒の1人1台のタブレット端末、令和5年度で普通教室の大型モニターの更新が完了する予定です。子供たちや教職員がこれらの電子機器とノートや黒板、図書等を目的に応じて効果的に使い分ける、いわゆる「ハイブリッド」に活用する力を発達段階に応じて育成していきたいと考えております。ICTを活用することで、よりグローバルに社会との関わりの範囲を広げたり、様々な知見や意見に触れたりすることができるようになり、自らの学びをこれまで以上に豊かにすることも可能になるなど、ICTの活用には大きな可能性があると考えております。

社会教育において、平成28年度から本格スタートした高校生サークル、翌29年度からスタートした新☆青年団の活動は年々充実し、町民の皆様にも水色や桜色のジャンパーを認知していただけるようになりました。

今年度は新型コロナウイルス感染症のために規模の縮小を余儀なくされた活動を取り戻すだけでなく、県外交流など今まで以上に活発で、若者が生き生きと笑顔で活躍できる自立した活動へとバージョンアップを図ります。

また、南部町では昨年度に続き、本年も5月2日を県教育委員会が進めている体験活動休業日とし、前述の若者や社会教育委員をはじめとした大人の手により子供の居場所づくりを仕掛けていきます。

こうした若者が主体的に生き生きと活動する姿を子供たちのモデルとして示しつつ、持続可能なまちづくり・人づくりの循環を図ってまいります。

平成26年度から取り組んでいる少子化対策事業も、令和5年度は第4期の取組となります。

これまでの取組により転入者や町外の方からも「子育て支援策が充実している南部町」と言われるようになっており、出生後の子育て支援サービスや医療・保健環境の充実は南部町の強みがあります。しかし、南部町の令和2年度の合計特殊出生数は1.25で、県平均1.52、国の1.30を下回っており、少子化を止めることはできていない現状ですので、随時その内容を見直し、充実させてまいります。

その一つとして、出生から保育園へ入所までの子育て負担を軽減するため、ファミリーサポート事業を拡充したファミリーサポートプラスを新たに始めます。これは特に生後6か月までのお子さんをネウボラの助産師が中心になって健康管理センターすこやかで短時間預かる事業ですので、育児疲れのリフレッシュや気分転換に利用していただければと思います。

若者世代からニーズがある住宅についてですが、令和4年度に実施した住宅マーケティング調査の結果を、同じく令和4年度に着手した国土計画法に基づく土地利用計画に反映させて令和5年度に作成し、課題である住環境整備施策に生かしてまいります。

また、子供を産む前の婚活への支援も重要です。未婚の25歳から34歳の男女の結婚しない理由第1位は「適当な相手が見つからない」ですので、これまで実施してきている婚活イベントに加え、新たに鳥取県が運営するマッチングサイト「えんトリー」の登録料を助成し、結婚を望む若者の婚活を後押しします。

子育て世代の皆さんと一緒に作成した「子どもの広場整備構想」に基づく第2期の子どもの広場を、「いこい荘」横の公園に令和5年度に完成させます。

つくし、さくら保育園統合基本構想については、令和4年度にあり方検討委員会を中心に基本構想として取りまとめ、パブリックコメントなど広く町民の皆様にも御意見をいただいたところです。新保育園の建設候補地につきましては、防災面、保育環境面、アクセス、経費など様々な

角度から事務的に3か所の候補地に絞り、基本構想を策定いただいたあり方検討会の委員の皆さんに採点評価していただきました。あり方検討会の委員さんの評価を踏まえた上で、これまで申上げてきたとおり町長が建設候補地を判断し、議会にお諮りしたいと考えています。なお、公表時期は地権者の同意をはじめ、事務手続の目途が一定得られた段階での公表になると考えております。

3つ目は、健康長寿のまちづくりへの挑戦です。

人は誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生き生きと暮らしていくことを願っています。そのためには日常生活に何らかの課題を抱えて暮らす人々に必要な支援を提供するとともに、その地域社会が持つ福祉力を豊かに育むことが必要になります。このため、「南部町地域福祉推進計画」の実現に向けた取組を進めてまいります。計画の重点取組の一つである地域振興協議会の福祉機能を強化し、自助・互助・共助による日常的な支え合いの仕組みをつくりまします。

これまで「南さいはく地域振興協議会」、「東西町地域振興協議会」では、福祉機能強化の基となる福祉推進事務局で議論を重ねるとともに、福祉コーディネーターを配置し、福祉機能の強化に向け取り組んでいただいています。令和5年度はさらに福祉ネットワークを構築し、福祉学習の推進と担い手づくり、生活課題を包括的に支援する相談体制の構築を目指していきます。また、あいみ手間山地域振興協議会、天津地域振興協議会には福祉コーディネーターを配置し、同様に福祉機能の強化に向け取組を進めてまいります。

地域における日常的な支え合い活動と高齢になって不足しがちな集いの場の充実、そしてフレイル予防を同時に実現させたいという願いを込めた「いきいき百歳体操」は48か所に広がっていたところですが、令和4年度は新型コロナウイルスの感染状況により活動の中止をお願いすることもありました。このことから、フレイルの状態になられる方が増えているのではないかと危惧しているところです。令和5年度は活動を止めることなく、感染対策を講じながら、より多くの方に百歳体操を実践していただけるよう、職員、スポnetを中心に地域に出かけて支援してまいります。

特定健診の受診率は令和3年度で34.9%、がん検診は令和3年度で胃は34.9%、肺・大腸が40%弱、婦人科で20%前後の受診率となっています。いずれもコロナ禍より以前の受診率には回復していません。安心して健（検）診を受けていただけるように配慮しながら、特に罹患の多い肺がん検診と受診率の低い婦人科検診について取組をしたいと考えています。特定健診につきましては、第2期保健事業実施計画における受診率の目標である令和5年度60%が達成できるよう、引き続き未受診者に対して勧奨を行います。

また、減塩対策については、鳥取大学や国保連合会と連携した減塩分析事業を継続し、減塩推進事業の目標値である塩分摂取量、男性7.5グラム、女性6.5グラムの目標を達成するように取り組んでまいります。令和5年度におきましては、西伯病院にも協力を得ながら「適塩講演会」を実施するなど、塩分と適正に付き合えるようなきっかけづくりをしていきます。

4つ目は、共生と防災のまちづくりへの挑戦です。

南部町では合併以来、「人権が大黒柱のまちづくり」を町の重要な施策に位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす取組を展開してきました。令和4年3月には「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の改定を行い、10年後の南部町に向けて、「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」へのスタートを切りました。

しかし、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、性的指向や性自認に関する不適切な発言など、様々な差別が大きな社会問題となっています。

今こそ「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」に基づいて、家庭・学校・地域・職場など、町全体で取り組む人権教育・啓発活動が必要です。具体的には、保育・教育現場での人権教育、地域振興協議会等と連携した地域の学習活動、企業・職域での人権学習など、多岐にわたる人権施策を充実させ、現在もなお存在する差別を解消するとともに、新たな差別をつくり出さない人権文化のまちづくりの実現を目指してまいります。

また、高齢者、障がい者が地域で暮らしていくために重要な機能である買物や医療などのための交通施策については、デジタル技術を活用した、バスよりも家の近くで乗り降りでき、タクシーよりも安く乗れる「バクシー」を令和4年10月17日から北部エリアのふれあいバスで運行しています。利用者は前年同月比で9%程度の増加ですが、運行予約システムMONET（モネ）の登録者数は現在153人で、さらに増加傾向にあります。また、新規の利用者からは使いやすく便利だとの声をいただいております。令和5年度は利用方法や利便性をさらに周知するとともに、公共交通機関を使った外出を働きかけることができる動機づくり、利用にインセンティブを付与するなどについても検討してまいります。また、南部エリアでの「バクシーの」運行についても検討を進めてまいります。南部町の交通政策は、マイカーに過度に頼らない交通基盤、路線バス、町営バス、共助交通、レンタサイクル、シニアカー等の小型の移動手段などを予約決済サービスでつなぎ合わせた南部町版Maas（マース）を目指します。

今を生きる私たちの未来への責任として「脱炭素社会の実現」のための南部町の取組は、温室効果ガスの排出削減に有効な再エネ推進施策を2050年までにロードマップにまとめる「地域

脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入計画」を現在策定中ですが、令和5年度はそれを実現するために意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体に対して地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等が交付される「地域脱炭素先行地域」の採択を目指します。「地域脱炭素先行地域」は、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する、意欲的に取り組む全国で100自治体が選定されるものです。全町挙げて推進するとともに、南部だんだんエナジーや町内外の企業とも連携し、計画実現のための事業の具体化を進めてまいります。

平成26年度から運用開始した鶴田太陽光発電所は計画値以上の売電を行っており、令和4年4月から令和5年1月の売電量は、計画売電金額5,940万円に対し6,557万円余で、計画達成率は約110.4%となっています。この売電収入を基に自然エネルギー導入に対する支援に取り組んでまいります。

本町も出資する「南部だんだんエナジー株式会社」では、令和3年度より環境省の「公共施設の設備制御による地域内再生活用モデル構築事業」に取り組んでおります。公共施設への太陽光パネル設置により「エネルギーの地産地消」に貢献できるものと期待しております。

南部町の町全域が選定されている「生物多様性保全上重要な里地里山」は、人と自然とが関わりを持つ人の営みがなければ存在しない空間ですが、自然と身近に接して生活してきた集落は人口減少と高齢化が進み、自然との関わりは住む人の負担となってきています。

環境省では、生物多様性を保全する民間の取組に経済的インセンティブを付与する仕組みが検討されており、南部町でも里地里山を守り、生物多様性を保全する活動を行っている人たちを支える活動を広げていくことに資するものと期待しています。

自然と共生し、里地里山の景観を形成してきた農業は、高齢化、担い手不足から農地の荒廃が進み、景観が損なわれるだけでなく、水路や道路などの適正な管理など、集落機能を維持することが困難となってきています。それによって家の裏山の崖崩れ、のり面崩壊や内水被害などの災害発生危険性も高くなっています。

脱炭素社会を実現し、地球環境への負荷を減らし、異常気象を起こさないこと、農地の保全や里地里山の景観を保全することにより自然災害の減災を図ること、そして地域振興協議会単位での自主防災の取組の強化、自衛消防団の強化に取り組み、共生と防災のまちづくりを進めてまいります。

5つ目は、行財政改革への挑戦です。

高齢化や家族構成が変化し、対応し切れず支えられなくなった地域生活、家族や地域、社会と

のつながりが希薄になったことによる孤独や不安など、地域課題は複雑さを増す一方ですが、行政の財政規模、職員数ともに減少していきます。そうした状況において持続可能な財政を維持するためには、「入る」を量った上で事業の選択と集中による「支出」のコントロールが重要です。ふるさと納税、企業版ふるさと納税、公有財産の有効活用、公共施設の利用料金や公共料金の見直しをはじめ、公共施設等の管理の効率化や事務事業の見直しなどによる支出抑制に取り組んでまいります。取組に当たっては行財政運営審議会を開催し、町民をはじめ有識者の御意見をいただき、着実な進行管理を行ってまいります。

世帯構造が変化し、高齢者をはじめとした独り暮らしの増加や人口減少による担い手不足によって集落の脆弱化が進む中で、安心して暮らせるためのツールとしてデジタル化への期待は大きいところですが、行政事務においてもデジタル化を進めることにより業務の効率化を図り、人手不足を解消するとともに、効率化によって人的資源を行政サービスの向上につなげてまいります。

具体的には、これまで行政手続のオンライン化、業務へのRPA導入、GISアプリケーションの導入などに取り組んでおり、令和5年度にはグループウェアや電子決裁システム、給与システム等の業務管理システムの見直し、福祉分野における訪問記録業務の電子化の実施を行うとともに、行政文書のペーパーレス化も推進してまいります。

私たちがこれまで経験したことがない、急速に進む少子・超高齢社会に挑むには、新たな発想や視点、意思を持って立ち向かうことができる行政人材の確保と育成が必要です。令和3年度から5か年計画の西部地区の町村が連携して次世代の行政を担う人材の育成に取り組むとともに、国の制度を活用した外部人材の登用などの取組を進めてまいります。また、令和5年度から職員の定年延長が始まりますが、定数管理を適正に行いながら将来を見据えた職員採用を行ってまいります。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者数は、令和5年1月末現在、1,357世帯、2,121人で、総人口の20.5%を占めておりますが、年々減少しており、令和5年度の予算規模は14億1,061万円で計上いたしました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきました。しかし、制度が抱える構造上の問題に加え、国民生活や社会情勢の変化などに伴う財政基盤問題による赤字体質の課題を払拭することができず、厳しい状況が続いています。

こうした中、国民健康保険の安定的な運営を目指して平成30年度から県が財政運営の責任主体となりましたが、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまでどおり市町村となりました。

納付金制度が導入されてからその年の医療費負担が会計運営に影響を直接与えることはなくなりましたが、高い医療費の推移は将来の納付金に反映され、会計運営が厳しいものになります。そのため、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指し、健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定し、効率的・効果的な保健事業を実施していくことで全体の医療費総額の削減に努めます。

後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織して運営しており、町特別会計は保険料を徴収し、負担金として支出しております。

保健事業においては、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施してまいります。また、広域連合と連携し、医療費の適正化につながるよう取組を進めてまいります。

墓苑事業は、墓苑の維持管理費と利用墓地の手数料、償還に係る予算を計上しています。令和4年度は西伯墓苑の新規購入2件、返還5件で、空き区画は51件となっています。また、円山墓地については返還1件で、空き区画は8件です。引き続き広報活動を通じて空き区画解消に努めます。

農業集落排水事業は令和4年度末の接続率92%を見込んでおります。引き続き施設の適正管理に努めます。

浄化槽整備事業は令和4年度末の接続率75%を見込んでおります。令和6年度まで延長しています合併浄化槽補助金制度により、引き続き合併浄化槽の設置を進めてまいります。

公共下水道事業は令和4年度末の接続率98%を見込んでおります。公共下水処理施設の維持管理経費を計上しています。引き続き適正な管理に努めます。

太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営するための会計で、順調に発電し売電収益を上げています。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正により、設備の修繕、撤去に要する費用を担保するため、事業終了年度の10年前から外部積立てが義務づけられることになったため、鶴田の太陽光発電事業も積立てを始める予定です。新年度は7,400万円の売電収入を見込んでいます。収益は今後の維持管理のための基金積立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金などゼロカーボンに向けた施策に充当し、町民の皆様に還元してまいります。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明してまいります。

令和5年度の水道事業会計は、事業収益2億1,819万1,000円としております。水道料金は令和2年度に統一して、令和4年度でその3年目が終わります。この間、料金収入に影響する有収率の低下など、急激な老朽化は進んでいませんが、引き続き持続可能な水道経営を目指し、令和元年度に策定した「経営戦略」の更新計画に基づき、老朽施設の更新事業に取り組みます。

令和5年度病院事業会計は、事業収益24億8,674万5,000円、対前年比250万4,000円の増といたしました。

自治体病院である西伯病院は、地域の中核病院としてコロナ患者への対応をはじめ、救急や不採算医療、政策医療について、地域住民に必要な医療を継続的に提供することが求められています。一方で、医師の働き方改革の推進、医療人材の確保、運営財源の確保、地域医療構想に対応した医療提供体制の構築等、様々な課題に直面し、病院経営は一層の厳しさを増してるところでございます。

高齢者世帯、独居世帯が増え続け、認知症を含め多くの慢性疾患を併せ持つ患者、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ患者が増加し、救急搬送される高齢者も増えていく地域社会にあって、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能や住宅療養への支援機能を強化し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、また、地域包括システムの「住まい」に対応する「介護医療院」への機能転換についても、病院と議論を加速していきたいと考えます。

在宅生活支援事業会計は、令和5年度の事業収益は4,687万4,000円、対前年比56万2,000円の減といたしました。訪問看護は在宅療養者を支えるためになくはない医療サービスで、今後ますます重要になっていきます。

西伯病院の訪問看護は精神科の患者の方も対応可能という特徴をアピールし、町内の利用者を増やしてまいります。また、認知症を主病名とする方への早期介入など、利用者のニーズにきめ細かく対応しながら地域の関係機関と連携を強め、在宅医療に取り組んでまいります。

以上、令和5年度南部町一般会計予算案をはじめ、特別会計及び企業会計の概要と主要施策について申し述べました。本定例会ではこのほか令和4年度補正予算、条例関係をはじめ総数27議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明いたします。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深く関わり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を行います。再開は2時55分といたします。

午後2時37分休憩

午後2時55分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第6 報告第1号

○議長（景山 浩君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町子ども・子育て会議条例及び南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和5年2月10日付でございます。

これは法の一部改正に伴い、引用されている条文の項ずれ、引用する規定改正が起りましたので、これに対応するためのものがございます。

改正条例の施行は、令和5年4月1日としております。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 議案第1号 から 日程第33 議案第27号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第7、議案第1号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）から、日程第33、議案第27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第1号から日程第33、

議案第27号までの提案説明をお願いします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、補正予算書のほうで御説明をしていきます。

議案第1号

令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129,785千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,120,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、6ページをお願いします。第2表の繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎等管理費（天萬庁舎）、金額223万3,000円から9款教育費、1項教育総務費、学校保健特別対策事業、金額450万円まで計10事業、総額3億7,490万1,000円の事業繰越しをお願いするものでございます。

続いて、第3表です。債務負担行為補正です。1、追加といたしまして、地域活性化起業人活

用事業負担金、期間は令和4年度から令和5年度、限度額は810万円でございます。

7ページを御覧ください。第4表、地方債補正です。1、追加といたしまして、広域基幹林道整備事業債（補正予算債）でございます。220万円。起債の方法は証書借入れでございます。利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、2、変更といたしまして、今年度予算計上させていただきました各事業の起債限度額を、決算見込みによりそれぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。総額で起債限度額1億6,520万円を1億3,710万円へ減額いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

続きまして、予算に関する説明でございます。歳出予算から御説明をいたします。今回の補正は、事業の決算見込みによる不用額の減額や光熱水費高騰による増額、それから除雪費の増額、また、人件費の調整などが主なものとなっております。人件費に関するものにつきましては、後ほど給与費明細書で御説明をいたします。

17ページを御覧ください。主なものを説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費は821万9,000円増額し、1億4,634万7,000円とするものです。これは森林整備促進事業の実績によりまして余剰額を森林整備基金に積み立てるものと、基金運用利子が予算より増加いたしましたので、各基金に積み立てるものでございます。

同じく9目企画費は469万7,000円増額し、5億6,755万6,000円といたします。これにつきましては日ノ丸自動車が行う路線バスの運行補助を行うものでございます。

続いて、18ページから19ページにかけてでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は3,461万9,000円減額し、4億8,434万6,000円とするものです。19ページの新型コロナ生活困窮者自立支援事業や、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援事業の完了によりまして不用額を減額するものでございます。

4目高齢者福祉費は605万3,000円減額し、2億2,433万5,000円とするものです。南部箕蚊屋広域連合に支払います町村負担金を実績見込みにより減額いたします。

21ページをお願いします。3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費でございます。505万1,000円増額し、8,905万1,000円とするものです。これは被保護者の医療費の増加に伴いまして、所要額を補正するものでございます。

続いて、22ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は203万9,000円を減額し、1億2,162万6,000円といたします。定期予防接種等の実績見込みによりまして不用額を減額するものでございます。

4 款衛生費、3 項清掃費、1 目塵芥処理費は9 4 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 1 7 8 万 3, 0 0 0 円とします。これにつきましても各事業の実績による不用額を減額するものでございます。

4 款衛生費、4 項病院費、1 目病院費は4 0 3 万 1, 0 0 0 円を減額し、5 億 9, 6 6 0 万 9, 0 0 0 円といたします。これは新型コロナウイルス感染症対策として購入いたしました備品につきまして不用額が生じたため、補助金を減額するものでございます。

続いて、5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は2 0 7 万 4, 0 0 0 円を増額し、1, 7 2 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。これにつきましては農業委員報酬の実績によるものが主なものでございます。

2 3 ページ、お願いします。同じく 5 目農業振興費は4, 0 1 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、2 億 1 7 6 万円となります。各種補助事業の実績見込みによる減額、また、園芸施設等復旧対策事業につきましては、今年度の 1 月の大雪により損壊いたしました園芸施設等の復旧支援に要する経費を増額しております。

2 4 ページ、お願いします。2 項林業費、2 目林業振興費は1, 0 2 8 万 6, 0 0 0 円減額し、3, 8 0 8 万 6, 0 0 0 円となります。これも各補助事業の実績見込みによる減額となります。

2 5 ページ、お願いします。7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路維持費は3, 0 2 9 万 5, 0 0 0 円を増額し、9, 6 5 1 万 5, 0 0 0 円といたします。これは町道の除雪実績及び必要見込み分を増額いたしたいと思えます。

2 6 ページ、お願いします。8 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費は1, 2 3 0 万 2, 0 0 0 円減額し、2 2 5 万 6, 0 0 0 円といたします。これにつきましては防火水槽設置場所の選定及び交渉に時間を要したこと、それと交渉中の候補地に防火水槽を設置するための手続に時間を要することに伴いまして本年度事業から来年度の 5 年度の事業に変更するため、全額を減額するものでございます。

2 7 ページ、お願いします。9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費は3 8 3 万 5, 0 0 0 円減額し、2, 3 5 2 万 6, 0 0 0 円となります。新型コロナウイルス感染症予防対策によりまして縮小や中止をいたしました事業の不用額を減額するものでございます。

2 8 ページ、お願いします。3 項中学校費、2 目教育振興費は5 0 0 万円減額し、1, 7 4 9 万 5, 0 0 0 円にいたします。これにつきましても同様です。新型コロナウイルスの予防対策によりまして縮小、中止した事業の不用額を減額するものでございます。

3 0 ページ、お願いします。同じく 9 款教育費、5 項保健体育費、3 目学校給食費は6 3 3 万

9,000円減額し、1億2,806万1,000円といたします。新型コロナウイルス感染症の流行や気象状況により学校が臨時休業となったことに伴いまして給食を提供しなかったことなどによる不用額を減額するものでございます。

続いて、31ページ、お願いします。11款公債費、1項公債費、2目利子につきましては170万円を減額し、2,241万円とするものでございます。本年度支払いの起債利子額が確定しましたので、不用額を減額するものでございます。

続いて、歳入を御説明いたします。10ページをお願いします。主なものについて説明をいたします。2款地方譲与税から11ページの8款自動車税交付金までは令和4年度の国からの交付額が見込みにより決まりましたので、所要の補正をするものでございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては1億6,517万1,000円増額し、36億4,417万1,000円とするものです。これは普通交付税につきましては交付決定額が確定したということで増額をいたしました。特別交付税につきましては交付見込みによる増額ということになります。

12ページをお願いします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,306万5,000円減額し、4億2,841万3,000円とするものです。主に子どものための教育・保育給付費負担金の減額となります。

続いて、2項国庫補助金です。1目総務費国庫補助金291万円増額し、4億176万5,000円、2目民生費国庫補助金2,885万6,000円減額し、1億2,184万6,000円、4目土木費国庫補助金390万1,000円減額し、8,191万1,000円、5目教育費国庫補助金209万3,000円増額し、1,634万5,000円といたします。これにつきましては歳出側の各事業の補正に伴いまして増減をしております。実績見込みによるものでございます。

13ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては3,865万円減額いたしまして、1億5,420万2,000円となります。これにつきましては歳出側の事業実績に伴います歳入の減額となります。

15ページ、お願いします。17款寄附金、1項寄附金、3目企業版ふるさと納税でございます。350万円を増額いたします。これは新規の企業版ふるさと納税の受領見込みによる寄附金の増額となります。

続いて、18款繰入金、2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金を1億円を皆減いたします。2目減債基金繰入金については2億1,325万1,000円減額し、1億8,

214万9,000円、4目さくら基金繰入金114万円減額し、692万3,000円といたします。これにつきましては交付税の増額等によりまして当初見込んでおりました基金の取崩しを行う必要がなくなったもの、加えて歳出側の事業実績の減に伴うものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億1,183万円を前年度繰越金として増額し、3億6,566万9,000円とするものです。

続いて、20款諸収入、5項雑入、5目雑入、これにつきましては1,189万8,000円増額し、8,232万7,000円とするものです。詳細は説明欄を御確認をいただきたいと思っております。

続いて、16ページです。21款町債につきましては総額で2,590万円を減額し、5億4,110万円とするものです。これにつきましては先ほど申し上げました第4表の地方債補正でお示ししたものでございます。

次に、32ページ、お願いします。給与費の明細書をつけております。1、特別職でございます。その他の特別職の報酬、これにつきましては農業委員と農地利用最適化推進員の活動実績によるもの、これを211万2,000円増額いたします。

33ページ、お願いします。2、一般職でございます。給与費と共済費合わせまして845万4,000円減額といたします。34ページにはこのページの表の内訳をつけています。

あわせて、35ページにつきましては、会計年度職員以外の給料及び職員手当の増減額の明細をつけておりますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

続いて、36ページです。最後に、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけています。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、63億4,611万7,000円となる見込みです。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、補正予算書で説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

.....
議案第2号

令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,309,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、歳出から説明をさせていただきます。5ページを御覧ください。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金です。168万円を減額し、84万円とするものです。実績見込みによる減額になります。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。275万円を減額し、864万9,000円とするものです。委託料の実績見込みによる減額になります。

8款諸支出金、2項繰入金、1目直営診療施設勘定繰入金です。546万9,000円を増額し、547万円とするものです。西伯病院の行う保健事業や運営に要する額の確定による増額になります。

9款予備費、1項予備費、1目予備費です。1,170万6,000円を増額し、1,421万4,000円とするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。4ページを御覧ください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。284万円を増額し、10億496万4,000円とするものです。西伯病院分の特別交付金の額、増額によるものです。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。595万8,000円を減額し、9,190万7,000円とするものです。実績見込みによる減額になります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。1,586万3,000円増額し、9,190万7,000円とするものです。前年度の繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(景山 浩君) 休憩します。

午後3時22分休憩

午後 3 時 2 2 分再開

○議長（景山 浩君） では、再開します。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほど 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の補正額を 1, 5 8 6 万 3, 0 0 0 円増額し、「9, 1 9 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。」と言いましたけれども、「1, 6 8 8 万 3, 0 0 0 円とするものです。」に訂正をお願いします。こちら前年度の繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、墓苑事業特別会計の補正予算について御説明いたします。補正予算書で説明をさせていただきます。主なものについて説明をいたします。1 ページを御覧ください。

議案第 3 号

令和 4 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 2 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 5 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景山浩

それでは、歳出から説明いたします。4 ページを御覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。1 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、7 4 万円とするものです。施設修繕や害虫駆除を予算つけておりましたけども、行わなくてもよくなりましたので減額するものです。

次に、歳入について御説明します。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料です。1 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 5 5 万 9, 0 0 0 円とするものです。返還見込み数の減少によるものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、太陽光発電事業特別会計補正予算について御説明します。補正予算書で説明します。1 ページを御覧ください。

議案第 4 号

令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度南部町の南部町太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8, 7 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 8, 8 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 2 日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 5 年 3 月 日 決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、歳出から説明をいたします。4 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費です。1, 8 7 7 万 9, 0 0 0 円を増額し、3, 4 1 9 万 5, 0 0 0 円とするものです。基金積立金の増額と公課費の減額によるものです。

次に、歳入について御説明いたします。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。3 7 7 万 9, 0 0 0 円を増額し、3 7 8 万円とするものです。こちら前年度の繰越金です。

4 款諸収入、1 項収益事業収入、1 目売電収入です。1, 5 0 0 万円を増額し、7, 5 0 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。売電収入の増額を見込んでおります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。それでは、病院事業会計の補正予算を説明をさせていただきます。別冊の病院事業会計補正予算書のほうを御覧いただきたいと思えます。議案第 5 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）。

総則。第 1 条、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款病院事業収益、第2項医業外収益を4,912万1,000円増額し、6億7,265万円とし、病院事業収益を25億8,360万1,000円とするものであります。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用を58万9,000円減額し、24億6,797万2,000円とし、病院事業費用を25億2,846万8,000円とするものであります。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,023万3,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、第1項補助金を344万3,000円減額し、1億4,838万9,000円に、第2項企業債を320万円増額し、1,130万円とし、第1款資本的収入の合計が1億5,968万9,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費について14万8,000円減額し、8,084万1,000円、資本的支出を2億7,992万2,000円とするものであります。

企業債。第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

今回の補正につきましては、医療機器等の整備の追加でございます。限度額につきましては補正後のほうを御覧いただきたいと思いますが、限度額を760万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

次に、資料の8ページを御覧いただきたいと思いますが、今回お願いする補正予算の概要について御説明をさせていただきます。収益的収入及び支出についてですが、収入の他会計補助金、病院事業収益の第2項医業外収益、2目他会計補助金についてでありますけれども、当初予算に計上していませんでした保健事業及び救急患者受入れ支援事業に係る国保調整交付金、合わせまして547万円、それと新型コロナウイルス感染患者に係る入院確保の事業に係る補助金の増額4,424万円の増額、それと町からのコロナ臨時交付金の執行残である58万9,000円を減額するものでございます。

また、支出につきましては、町からのコロナの臨時交付金を活用して購入したタブレット及びオンライン面会室の整備に係る経費の執行残58万9,000円を減額するものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思いますが、資本的収入及び支出の状況でございますけれども、町

からのコロナ臨時交付金を充当して整備をしました外来ロビーのロビーチェア及びウェブ会議用のディスプレイ等の執行残344万3,000円を減額するものでございます。また、当院で撮影したCT等の画像につきましては、放射線科専門医に遠隔読影を依頼しているところでございますが、依頼業務の効率化、それから時間の短縮を図る観点から院内の電子カルテシステムに連携させることとし、今回、固定資産購入費329万5,000円の増額及びそれに充当します企業債320万円の増額をお願いするものでございます。

4ページ以降に補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、それから予定貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は2ページでございます。議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定についてです。

次のとおり南部町個人情報保護法施行条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなります。

新法の施行後は、当町における個人情報の取扱いについては、基本的には国の共通ルールにより紀律されることになることから、既存の条例の大部分は削除されることとなるため、現行の条例を廃止し、新たに法施行条例を制定するものです。法の趣旨、目的に照らし、法により条例で規定しなければならない事項及び引き続き条例で定めることが可能な事項について規定をするものです。

具体的な内容は次のとおりです。第1条は趣旨、第2条は用語の定義を規定します。

第3条では不開示情報に係る規定となり、南部町情報公開条例の規定との整合を図るため、必要な規定となっております。

第4条は、手数料について従来どおり無料とする旨を規定しています。

第5条は、審査会について専門的な知見に基づく意見を聞くことができる旨を規定しています。

第6条は、個人情報取扱事務の届出等、従来どおり個人情報を取り扱う事務については、所定の事項を町長へ届け出て行うことを規定しております。

この条例の施行日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行日としております。御審議よろしく願いいたします。

議案書は7ページになります。議案第7号、南部町職員の定年等に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

豊富な知識、技術、経験を持つ高年齢職員の活用のため、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正が令和3年に行われました。定年は国家公務員を基準として条例で定めることとされたため、定年年齢の引上げの基本的な考え方、管理監督職勤務上限年齢等について規定するため、条例の一部を改正を行うものであります。

概要については次のとおりです。第3条において職員の定年を60歳から65歳として引き上げております。ただし、医師及び歯科医師の定年は70歳としています。

新たに設ける第3章、第6条から第11条までですが、第3章においては管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制度について規定しています。役職定年の年齢は医師、歯科医師を除いて60歳とします。役職定年後の降任等を行う際の基本的な考え方として、当該職員の適性に合ったできる限り上位の職制段階へ降任すること等と規定しています。また、大型プロジェクト推進中の場合等の特定の状況に管理監督職勤務上限年齢を延長する特例任用について、最長で3年間を可能とする規定を設けております。

次に、新たに設ける第4章、これは第12条及び第13条でございます。第4章においては定年前再任用短時間勤務制を規定しています。これは60歳に達した日以降に退職した職員をその者のもともとの定年退職日を任期の期限とする短時間勤務の職員に任用することができる制度です。

第14条は、規定への委任規定を設けております。

本則の附則において、定年に関する経過措置として新たに第2項から第4項までを追加しております。

附則第2項及び第3項においては、定年について2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置をしております。これにより、定年延長制度の完成は令和13年度となります。

附則第4項については、60歳に達する日の前年度に60歳以降の任用等について情報提供すること及び勤務意思の確認を行うことを規定しております。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

また、一部改正条例の附則として、勤務延長に関する事、暫定任用に関する事、地方公務員法の一部を改正する法律により条例に委任されている事項に関する事、定年前再任用短時間

勤務職員に関する経過措置について規定しております。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書は20ページになります。議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

次のとおり地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは議案第7号とも関連するものですが、定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴って規定の整備を行うため、関係条例を一括して改正及び廃止を行うものです。

第1条から第13条まで13の条例の一部改正を行い、第14条で南部町職員の再任用に関する条例の廃止を行います。

改正の概要は次のとおりです。1点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入と再任用制度の廃止に伴って必要な規定を整備するものです。

2点目は、定年延長後の給与に関することについて、60歳到達年度以降は給与を7割水準とすることに伴って必要な規定を整備すること。

3点目は、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年の導入に伴って必要な規定を整備すること。

そのほか、定年が60歳から65歳に引き上げられることに伴って必要となる所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

また、附則において、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の扱いについて現行の再任用職員と同様の取扱いを規定するものです。御審議をよろしくお願いいたします。

議案書は30ページをお願いします。議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは常勤特別職の期末手当につきまして、国の法改正に準じて条例改正を行うものでございます。

具体的には、現在の支給率100分の162.5を100分の165に改定するものでございます。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、32ページでございます。議案第10号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは行政職給料表1級を準用し、会計年度任用職員の給料表を改定するものです。1号から87号までが改正の対象となり、最大で月額が4,000円の引上げとなるものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、37ページでございます。議案第11号、南部町監査委員条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは月例検査の検査日、町長が決算等の審査に付さなければならない期日、付された決算書等の審査意見を監査委員が町長へ送付する日数について条例の改正を行うものです。

具体的には、月例検査日については毎月10日から毎月25日へ、町長が決算等を監査委員に提出する期日については10月末日から6月末日へ、決算審査の意見書を町長へ送付する日数は30日以内から60日以内へそれぞれ改正するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、39ページでございます。議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を見直す必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、第6条で規定している出産育児一時金の額40万8,000円を48万8,000円とするものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

経過措置として、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとしております。御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、41ページでございます。議案第13号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。

次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴って、町が定める家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業等の基準を定める条例などに影響を受けるため、関係条例について一括して必要な改正を行うものがございます。

改正概要は次の5点です。1点目は、懲戒権に関する規定の削除です。児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から、省令から懲戒権に関する規定が削除されたため、条例における同規定について削除するものです。

2点目は、安全計画の策定等に関する規定の追加です。各児童施設において安全計画を策定すること等を義務づける規定が新設されたため、条例において規定するものです。

3点目は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務とすることとされたため、当該条文について一部改正を行うものです。

4点目は、自動車を運転する場合の所在の確認に関する規定の追加です。幼児等の所在確認と安全装置の整備について安全管理の徹底に係る規定が新設されたため、条例において規定するものです。

5点目は、業務継続計画の策定等に関する規定の追加です。業務継続計画を策定、周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施することが努力義務とされたため、条例に規定するものです。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。ただし、懲戒権に関する規定の削除については、公布の日から施行します。

経過措置として、自動車のブザー等を備えないことができる場合の規定及び安全計画について、必要な措置等について時限的に努力規定とする規定を設けております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

47ページでございます。議案第14号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

これは研修館にテレワーク、サテライトオフィス機能を付加させるため、条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、オフィス等の不適切な利用を防止することを目的として、利用許可をしない事由を定めている第3条第2項に宗教活動または政治活動に係る活動を目的としているときは、利用機会、許可しない旨を規定します。また、同じく不適切なオフィス等の利用を防止するため、第3条の2として目的外利用または転貸等の禁止を規定します。そして、利用料金を規定している別表について、コワーキングスペース、個別ブース、サテライトオフィスの利用形態に応じた料金を規定しております。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

経過措置として、施行日以降の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例によることとしています。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、50ページでございます。議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町コテージ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは1番館、4番館、6番館の改修に伴って利用料金を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

具体的には、改修後の1番館、4番館、6番館の利用料金は、既に改修済みで利用料金も改定済みである2番館に合わせる形で改正を行います。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

経過措置として、施行日以降の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例によることとしています。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日3日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

午後4時00分延会
